

浜松市規則第 5 3 号

浜松市消防長に対する事務の委任に関する規則及び浜松市火災予防規則の一部を改正する規則

(浜松市消防長に対する事務の委任に関する規則の一部改正)

第 1 条 浜松市消防長に対する事務の委任に関する規則(平成 1 4 年浜松市規則第 4 6 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後														
(委任事務) 第 2 条 次の表に掲げる事務を消防長に委任する。	(委任事務) 第 2 条 次の表に掲げる事務を消防長に委任する。														
<table><tr><th></th><th>事務の区分</th></tr><tr><td>1</td><td>(略)</td></tr><tr><td>2～13</td><td>(略)</td></tr></table>		事務の区分	1	(略)	2～13	(略)	<table><tr><th></th><th>事務の区分</th></tr><tr><td>1</td><td>(略)</td></tr><tr><td>2</td><td><u>浜松市火災予防条例(昭和37年浜松市条例第17号)第29条の8第1項の規定による注意報の発令</u></td></tr><tr><td>3～14</td><td>(略)</td></tr></table>		事務の区分	1	(略)	2	<u>浜松市火災予防条例(昭和37年浜松市条例第17号)第29条の8第1項の規定による注意報の発令</u>	3～14	(略)
	事務の区分														
1	(略)														
2～13	(略)														
	事務の区分														
1	(略)														
2	<u>浜松市火災予防条例(昭和37年浜松市条例第17号)第29条の8第1項の規定による注意報の発令</u>														
3～14	(略)														

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市火災予防規則の一部改正)

第 2 条 浜松市火災予防規則 (昭和 6 1 年浜松市規則第 5 1 号) の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(火災に関する警報) 第 3 条 (略)	(火災に関する警報) 第 3 条 (略) <u>(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報)</u> 第 3 条の 2 法第 2 2 条第 3 項に規定する気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき (林野火災の予防を目的とするときに限る。) は、次条各号のいずれかに該当し、かつ、強風注意報が発表されたときとする。 <u>(林野火災に関する注意報)</u> 第 3 条の 3 条例第 2 9 条の 8 第 1 項に規定する気象の状況が林野火災の予防上注意を

(たき火又は喫煙の制限の標識)

第 4 条 (略)

別表第 1 削除

要すると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 前 3 日間の合計降水量が 1 ミリメートル以下で、かつ、前 3 0 日間の合計降水量が 3 0 ミリメートル以下のとき。

(2) 前 3 日間の合計降水量が 1 ミリメートル以下で、かつ、乾燥注意報が発表されたとき。

(林野火災に関する注意報及び林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限の対象となる区域の指定)

第 3 条の 4 条例第 2 9 条の 8 第 3 項及び第 2 9 条の 9 の規定により指定する区域は、別表第 1 のとおりとする。

(たき火又は喫煙の制限の標識)

第 4 条 (略)

別表第 1 (第 3 条の 4 関係)

区	区域
浜名区	都田町 滝沢町 鷺沢町 新都田一丁目 新都田二丁目 新都田三丁目 新都田四丁目 新都田五丁目 細江町小野 細江町気賀 細江町中川 細江町広岡 細江町三和 引佐町井伊谷 引佐町伊平 引佐町奥山 引佐町金指 引佐町狩宿 引佐町川名 引佐町黒渕 引佐町渋川 引佐町四方浄 引佐町白岩 引佐町田沢 引佐町田畑 引佐町栃窪 引佐町兎荷 引佐町西久留女木 引佐町西黒田 引佐町花平 引佐町東久留女木 引佐町東黒田 引佐町別所 引佐町的場 引佐町三岳 引佐町谷沢 引佐町横尾 神宮寺町 三ヶ日町宇志 三ヶ日町大崎 三ヶ日町大谷 三ヶ日町岡本 三ヶ日町上尾奈 三ヶ日町駒場 三ヶ日町佐久米 三ヶ日町下尾奈 三ヶ日町只木 三ヶ日町都筑 三ヶ日町津々崎 三ヶ日町釣 三ヶ日町鶴代

		三ヶ日町日比沢	三ヶ日町平山	
		三ヶ日町福長	三ヶ日町本坂	三
		ヶ日町摩訶耶	三ヶ日町三ヶ日	
		上島	於呂	根堅
		大平	堀谷	灰木
			三大地	四大
			地	
	天竜区	全域		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

(あらまし)

この規則は、浜松市火災予防条例の一部改正に伴い、所要の整備を行うものです。